

1
2
3
4
5
6
一方、大震災に見舞われた後においては、早急な支援が
求められる。そのためには、A県内に残る可能性がかなり高
い国民を通じて、A県内の経済復興を図る必要があると
言える。したがって、支給に国籍要件を課すという手段は、
早急な打開策として、目的との間にも合理的関連性は認め
られる。

7
8
(4) 以上より、本件条則3条1号は14条1項に反しない。

9 3. 私見

10
11
12
13
14
15
16
17
(1) まず、14条1項後段の別号事由については、生まれつき人の男
力ではどうなることもできない境遇のことも示し、「人種」も
この一つに当ると解される。そのため、国籍においては、事後的
な変更が効くものとして、「人種」には該当しない。~~また~~^{かつ}
上記事由に該当しないからといって、合理性の欠く不当な差別
は許されない。一方、被告の主張するように経済復興には
ある程度の迅速性が求められ、行政側にも財源としての
限りはある。

18
19
ここで、目的が~~重要~~^{重要}な手段との間で実質的関連性が認められるかを判断する。

20
21
22
23
(2) 本件の場合、A県内での経済復興を図ることが本件条則
の立法目的である。そうすると、A県内での復興を図るために
は、A県内に残る人間を優先的に支援する方が早期の
復興を図る上では効果的であり、国籍要件を課すことは、
必要であると言える。したがって、目的は重要である。